



# やさしさと思いやりの心で応援します

## ～まちの福祉事業紹介～

住民の皆さんに明るく豊かに毎日の生活を送っていただくべく、各種の福祉事業の充実に努めています。そこでその中のいくつかを紹介いたします。

申請方法など詳しいことは、町民課（☎5・9564）、健康福祉課（☎5・0800）、長寿介護課（☎5・7790）へお問い合わせください。

### 高齢者のための福祉



#### 生活支援サービスの実施

介護保険制度の要介護認定の結果「非該当」と認定された方や年齢・疾病状況により介護保険の認定基準に合わない方のうち、在宅生活で援助が必要な方を対象に次の事業を行います。

- 生活支援**  
ホームヘルプサービス  
実施内容 調理、衣類などの洗濯、掃除、買い物など  
利用料 世帯の所得状況などに応じて1回あたり無料から290円  
利用回数 週1回程度
- 生活支援デイサービス**  
実施内容 生活指導、健康チェック、入浴サービス、給食サービスなど  
実施施設 在宅介護支援センター（箱根老人ホーム内）

利用料 世帯の所得状況などに応じて1回あたり無料から560円  
利用回数 月2回程度

#### 生活支援短期入所

実施施設 特別養護老人ホーム（箱根老人ホーム、陽光の園）  
利用料 世帯の所得状況などに応じて1日あたり無料から2740円  
利用回数 年7日以内

#### サービス利用の登録と健康診断料の補助

生活支援サービスを受ける際には、事前に医師の診断書が必要となりますが、対象となる方の負担を軽くするため健康診断書作成に要した費用の一部を補助します。

補助金額 一通につき1万5千円以内  
必要書類 交付申請書、支払額が証明できる書類、口座振替依頼書（担当は、長寿介護課）

#### 移送サービス利用の登録

4月1日以降、新たに介護保険制度の要介護認定を受けた方で身体的な理由により一般的な交通機関では、外出が困難な在

宅の方が移送サービスを利用される場合には、登録が必要です。（担当は、長寿介護課）

#### 日常生活用具を給付

65歳以上のねたきりの方の日常生活の利便を図るため、介護保険対象外品目の火災警報器、自動消火器、電磁調理器を給付します。

費用 所得に応じて異なります。（担当は、長寿介護課）

#### 社会福祉法人利用者負担額の軽減

減免を実施する社会福祉法人から受ける介護サービスの利用者負担額が軽減されます。

対象者 住民税非課税で高齢福祉年金を受給している方など  
軽減内容 訪問介護・通所介護・短期入所・特別養護老人ホーム入所に係る利用者負担が1/2となります。（担当は、長寿介護課）



#### 介護保険サービス利用者負担の助成

介護保険の要介護または要支援の認定を受けた方が利用する居宅介護サービスや施設介護サービス（食費を除く）と福祉用具購入・住宅改修に要した利用者負担の一部を助成します。

対象者 住民税非課税で高齢福祉年金を受給している方など  
助成内容 利用者負担の1/2（ただし、居宅サービス費と施設サービス費にあっては高額サービス費算定基準額の1/2を限度とします。）

#### 訪問介護利用者負担額を軽減

介護保険法の施行時にすでにホームヘルプサービスを利用していただいていた方が、訪問介護サービスを利用する際の利用者負担額を軽減します。

対象者 生計中心者が所得税非課税の世帯に属する方で、介護保険法の施行前1年の間に高齢者または障害者の施策による、ホームヘルプサービスを利用していた方と、特定疾病により要介護認定を受けた40～64歳の方  
軽減内容 通常10%の利用者負担が障害者の方は、3%、高齢者の方は、6%となります。

#### はり・きゅう・マッサージサービス券を交付

健康増進のため、70歳以上の方に、はり・きゅう・マッサージサービス券を交付します。

交付枚数 年間一人3枚  
自己負担（1枚につき）  
● 治療院………600円  
● 医療機関………医療機関により異なります。  
町負担（1枚につき）2400円を補助します。  
治療院・医療機関  
● 町が委託した治療院  
● 仙石原永井医院  
（担当は、長寿介護課）

#### 家族介護用品を支給

在宅で重度の介護を要する高齢の方などを介護している家族の方に介護用品（紙おむつ）を支給します。

対象者 要介護4または5の認定を受けている住民税非課税世帯の高齢者（特定疾病により要介護認定を受けた40～64歳の方を含む）を、在宅で介護している家族の方。  
（担当は、長寿介護課）

#### すこやかシルバーサロン運営事業

高齢者の方に参加を呼びかけ健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりのためのプログラム（健康落語・そば打ち体験・保育園児との交流等）を実施し、日頃の健康増進と心身のリフレッシュに役立てていただきます。

対象者 おおむね60歳以上の方  
募集定員 50人（先着順）  
利用料 無料（プログラムの内容により、材料費を負担していただく場合があります。）  
開催回数 年間11回予定  
（担当は、長寿介護課）

#### 在宅介護支援センターを運営

在宅介護支援センターでは、在宅で生活する高齢者の介護などに関する総合的な相談を受け付けます。内容に応じた対応を考え、寝たきりなど介護の必要な高齢者の生活を支援します。

利用料 無料  
利用を希望される方は、直接センターへご連絡ください。  
（箱根老人ホーム内・24時間体制 ☎6・1088）  
（社会福祉協議会内・8時30分～17時まで ☎5・0812）  
（担当は、長寿介護課）

#### 家族介護教室

介護方法や介護予防、介護者の健康づくりなどについての知識・技術を習得していただくための教室を開催します。

対象者 高齢者を介護しているご家族や近隣の援助者の方々  
実施方法 開催日時、会場、参加者についてご手配いただければ、講師が出向きます。  
講師 箱根老人ホーム職員  
参加費 無料  
（担当は、長寿介護課）

#### 配食サービスを実施

虚弱などの理由により、調理することが困難な方の生活を支援するため、献立内容に配慮したお弁当（昼食）をお届けします。

対象者 65歳以上の単身の高齢者や高齢者のみの世帯の方など  
利用料 1食につき200円  
利用回数 週2回以内  
（担当は、長寿介護課）

#### 家族介護慰労金を支給

在宅で重度の介護を要する高齢の方などを介護している家族の方に、慰労金を支給します。

対象者 要介護4または5の認定を受け、住民税非課税世帯の高齢者（特定疾病により要介護

#### 高齢者ふれあいだより発信事業

町からひとり暮らしの高齢者の皆さんに、年2回ふれあいだより（はがき）を郵送します。その際には、郵便局の協力を得て、声かけによる安否確認を行います。

（担当は、長寿介護課）

#### ねたきり老人等寝具乾燥サービスを実施

在宅で生活しているねたきり老人宅等へ業者を派遣し、寝具類の乾燥消毒を行います。

対象者 65歳以上で臥床している状態が1ヶ月以上の方、虚弱独居者、特に必要と認められる方  
内容 丸洗い乾燥1回、乾燥のみ3回  
利用料 無料  
（担当は、長寿介護課）